

東京都化学物質適正管理指針（平成13年告示第1181号） 新旧対照表（抄）

改正後	現行
<p>1 及び 2 （現行のとおり）</p> <p>3 化学物質の適正管理</p> <p>(1)から(3)まで （現行のとおり）</p> <p>(4) 事故時等の対応</p> <p>ア 事故・災害の防止対策</p> <p>事業者は、化学物質を取り扱う施設に係る事故・災害の防止を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p><u>(7) 事業所の所在地が属する地域のハザードマップ（水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第十一条第一号の規定により区市町村の長が提供する図面をいう。）その他の災害想定区域図を参照し、浸水、土砂流入等の被害想定を確認する。</u></p> <p><u>(イ) (7)により確認した被害想定に応じて、事業所内への浸水防止や化学物質の流出防止について必要な対策を実施するとともに、浸水、土砂流入、強風等（以下「水害等」という。）に耐える設備等の整備に努める。</u></p> <p>(ウ) （現行のとおり）</p> <p>(エ) （現行のとおり）</p> <p>(オ) （現行のとおり）</p> <p>(カ) （現行のとおり）</p> <p>(キ) 保管容器、保管棚等については、結束バンドによる容器同士の連結、容器同士がぶつからないための仕切りの設置、落下防止柵の設置等の方法により保管容器の移動、破損、<u>落下</u></p>	<p>1 及び 2 （略）</p> <p>3 化学物質の適正管理</p> <p>(1)から(3)まで （略）</p> <p>(4) 事故時等の対応</p> <p>ア 事故・災害の防止対策</p> <p>事業者は、化学物質を取り扱う施設に係る事故・災害の防止を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <p>(7) （略）</p> <p>(イ) （略）</p> <p>(ウ) （略）</p> <p>(エ) （略）</p> <p>(オ) 保管容器、保管棚等については、結束バンドによる容器同士の連結、容器同士がぶつからないための仕切りの設置、落下防止柵の設置等の方法により保管容器の移動、破損<u>及び落</u></p>

及び流失を防止するとともに、受け皿を設けること等により
内容物である化学物質の流出を防止する。

(ク) 保管棚、設備等については、床又は壁に固定する等の方法
により転倒及び流失を防止する。

(ケ) (現行のとおり)

(コ) (現行のとおり)

イ 事故処理マニュアルの整備

事業者は、事故・災害が発生した場合の環境汚染の拡大を防止するとともに、地震・水害等による被害を回避し、又は低減するため、次に掲げる事項について事故・災害の内容を想定して定めたマニュアル（以下「事故処理マニュアル」という。）を整備するものとする。

(ア)から(カ)まで (現行のとおり)

(キ) 平時、水害等の発災直前及び発災直後並びに事故処理時の対応を時系列に沿って整理した防災行動計画（水害等による被害に備え、減災の観点から、(ア)から(カ)までの事項を踏まえて作成する。）

ウ 化学物質の貯蔵施設の容量等の把握

事業者は、事業所内に設置している化学物質を貯蔵するタンク又は容器の種類及び容量を把握し、その内容を事業所内の見やすい場所に表示するとともに、タンク又は容器に内容物である化学物質の名称及び有害性を表示するものとする。

(5)及び(6) (現行のとおり)

下を防止するとともに、受け皿を設けること等により流出を防止する。

(カ) 保管棚、設備等については、床又は壁に固定する等の方法により転倒を防止する。

(キ) (略)

(ク) (略)

イ 事故処理マニュアルの整備

事業者は、事故・災害が発生した場合の環境汚染の拡大を防止するため、次に掲げる事項について事故・災害の内容を想定して定めたマニュアル（以下「事故処理マニュアル」という。）を整備するものとする。

(ア)から(カ)まで (略)

ウ 化学物質の貯蔵施設の容量等の把握

事業者は、事業所内に設置している化学物質を貯蔵するタンク又は容器の種類及び容量を把握し、その内容を事業所内の見やすい場所に表示するものとする。

(5)及び(6) (略)